

## 中国税務速報

2019年6月20日

### 1. 財政部 税務総局による保険企業の手数料とコミッション支出の税前控除政策に関する公告

今回保険企業において発生する手数料とコミッション支出に係る、企業所得税の税前控除政策について以下の公告を行います。

- 1) 保険企業において、その経営活動に関連する手数料とコミッション支出が発生する場合、当年全ての保険料収入から解約金などを控除した後の残高の18%（18%を含む）を超えない部分については、課税所得額計算時に控除することができます。また超過する部分は、翌年度において控除することができます。
- 2) 保険企業において発生した手数料とコミッション支出の税前控除その他の事項は、「財政部 国家税務総局による企業手数料とコミッション支出の税前控除政策に関する通知」（財税〔2009〕29号）の第2条から第5条までの関連規定により引き続き処理されます。保険企業は健全な手数料とコミッションに係る管理制度を設立し、手数料とコミッションの繰越控除の台帳管理を強化する必要があります。
- 3) 当公告は2019年1月1日から施行されます。「財政部 国家税務総局による企業手数料とコミッション支出の税前控除政策に関する通知」（財税〔2009〕29号）の第1条にある保険企業手数料とコミッションの税前控除に関する政策と第6条については同時に廃止されます。また保険企業の2018年度の確定申告は当公告の規定に従って執行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4388806/content.html>

### 2. 国家税務総局による都市土地使用税等の「六税一費」優遇税制に係る資料の保存に関する公告

党中央、国務院の税務執行方式の最適化、「放管服」改革の深化、商取引環境の改善などに関する政策決定を実施し、納税者・費用納付者（以下納税者と総称します）の負担を確実に軽減するため、税務総局は、都市土地使用税、不動産税、耕地占用税、車船税、印紙税、都市維持建設税、教育費附加（以下「六税一費」と略称します）に係る優遇税制の関連資料の保存調査管理方式を実行することを決定しました。今回関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 納税者は「六税一費」の優遇税制を適用する場合、「自身で判別し、申告・適用し、関連資料を保存する」方式を実行します。申告する時に税務当局に関連資料を提供する必要はありません。納税者は具体的政策規定に従い自身で優遇条件に合うかどうかを判断する必要があります。条件に合う場合、納税者が自ら申告し優遇税制を適用し、関連資料を税務調査のために保存することとなります。
- 2) 納税者は「六税一費」優遇税制の保存資料の真実性、合法性に対し法的責任を負います。
- 3) 各級税務機関は国家税法、法規、規章、規範性文書などの規定に基づき「六税一費」減税・免税について引き続き管理を行います。減税・免税を適用すべきではない場合、法律によりすでに適用した減税額・免税額を追加納付し、それに応じて処理することとなります。
- 4) 都市土地使用税、不動産税の減税・免税については上述の規定を適用せず、現行の規定により処理します。
- 5) 当公告は公布日から施行します。「印紙税管理規程（試行）」（国家税務総局公告2016年77号公布、国家税務総局公告2018年第31号改正）第22条・第23条、「耕地占用税管理規程（試行）」（国家税務総局公告2016年第2号公布、国家税務総局公告2018年第31号改正）第41条・42条・43条、「車船税管理規程（試行）」（国家税務総局公告2015年第83号公布、国家税務総局公告2018年第31号改正）第23条の第3項はそれぞれ廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4399746/content.html>

### 3. 財政部 税務総局による国産 HIV 薬品の増値税免除政策の継続に関する公告

HIV の予防と治療を継続的に支持するため、国産 HIV 薬品の増値税政策について以下の公告を行います。

- 1) 2019年1月1日から2020年12月31日まで、国産 HIV 薬品に対して生産段階と流通段階において増値税を引き続き免除します。
- 2) 上述の増値税免除政策が適用される国産 HIV 薬品は、各省（自治区、直轄市）のエイズ薬品管理部門によって、政府の関連仕入規定に従って購入され、HIV 感染者と患者に無償提供されます。薬品の生産企業と流通企業は、税務機関の検査を受けるため薬品の供給契約書を保存し、税務機関の調査に備える必要があります。
- 3) HIV 薬品の生産企業と流通企業は免税薬品とその他の貨物の売上高を分類し個別計算します。個別に計算しない場合、増値税の免税政策を適用できません。
- 4) 本公告が公布される前にすでに在庫し、上記の規定により免除可能な増値税は、翌月以降の増値税から控除することができ、若しくは税金還付を申請することができます。購買者に増値税専用発票を発行した場合、専用発票を回収した上で免税を適用することができます。専用発票を回収できない場合、免税適用をすることはできません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4404754/content.html>

### 4. 財政部 税務総局による集積回路設計とソフトウェア産業の企業所得税政策に関する公告

集積回路設計とソフトウェア産業の発展を支持するため、今回関連企業所得税政策について以下の公告を行います。

- 1) 法律に基づき成立し、かつ条件に合う集積回路設計企業とソフトウェア企業は、2018年12月31日までの黒字転換年度から優遇期間を計算し、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目まで25%の法定税率により企業所得税を半減し、満期まで政策を適用します。
- 2) 当公告の第1条の「条件に合う」とは、「財政部 国家税務総局によるソフトウェア産業と集積回路産業の発展を一層奨励する企業所得税政策に関する通知」（財税〔2012〕27号）と「財政部 国家税務総局 発展改革委員会 工業と情報化部によるソフトウェアと集積回路産業の企業所得税優遇政策の関連問題に関する通知」（財税〔2016〕49号）に規定された条件に合うことを指します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4368643/content.html>